

令和3年 9月30日開会

令和3年 10月27日閉会

志太広域事務組合議会

10月定例会会議録

志太広域事務組合議会

令和3年10月志太広域事務組合議会定例会目次

会期及び会期中日程 1

第1日 9月30日（木曜日）

1. 出欠席議員 3

2. 出席説明員 4

3. 職務のため出席した職員 4

4. 議事日程（第1日目） 5

5. 開会 6

6. 開議 6

7. 会議録署名議員の指名 6

8. 諸般の報告 6

9. 会期の決定 6

10. 認 第 1 号 令和2年度 志太広域事務組合一般会計歳入歳出
決算認定について

 認 第 2 号 令和2年度 志太広域事務組合看護専門学校事業
 特別会計歳入歳出決算認定について

 (1)提案理由の説明 7

11. 散会 8

第2日 10月27日（水曜日）

1. 出欠席議員	1 0
2. 出席説明員	1 1
3. 職務のため出席した職員	1 1
4. 議事日程（第2日目）	1 2
5. 開議	1 2
6. 諸般の報告	1 2
7. 一般質問	
ア、石井通春議員	1 3
イ、杉田源太郎議員	1 9
8. 認第1号 平成2年度 志太広域事務組合一般会計歳入歳出 決算認定について	
認第2号 平成2年度 志太広域事務組合看護専門学校事業 特別会計歳入歳出決算認定について	
(1) 質疑	3 0
(2) 討論	3 0
(3) 採決	
ア、認第1号議案（賛成多数・可決）	3 1
イ、認第2号議案（賛成総員・可決）	3 1
10. 閉議・閉会	3 1

令和3年10月志太広域事務組合議会定例会会期及び会期中日程

1. 10月定例会会期9月30日（木）から10月27日（水）までの28日間

2. 会期中日程

月 日	曜日	会議種別等の内容
9月30日	木	本会議第1日 ○開会・開議、会期決定 ○議案上程、提案理由説明 ○議会運営協議会（午後2時20分～） ○議員全員協議会（午後2時40分～） ○議員全員協議会（本会議終了後） 議案説明
10月1日	金	休会
10月2日	土	休日
10月3日	日	休日
10月4日	月	休会
10月5日	火	休会（一般質問・質疑通告期限：正午）
10月6日	水	休会
10月7日	木	休会
10月8日	金	休会
10月9日	土	休日
10月10日	日	休日
10月11日	月	休会
10月12日	火	休会
10月13日	水	休会
10月14日	木	休会
10月15日	金	休会
10月16日	土	休日
10月17日	日	休日
10月18日	月	休会
10月19日	火	休会
10月20日	水	休会

10月21日	木	休会
10月22日	金	休会
10月23日	土	休日
10月24日	日	休日
10月25日	月	休会
10月26日	火	休会
10月27日	水	本会議第2日 ○開議、一般質問 ○議案上程、質疑、討論、採決 ○閉議・閉会 ○議会運営協議会（午後2時20分～） ○議員全員協議会（午後2時40分～） ○議員全員協議会（本会議終了後）

9月30日（木曜日）

○出席議員（16人）

1番	石井通春	議員	（藤枝市議会議員）
2番	小林和彦	議員	（藤枝市議会議員）
3番	石田江利子	議員	（焼津市議会議員）
4番	松島和久	議員	（焼津市議会議員）
5番	遠藤久仁雄	議員	（藤枝市議会議員）
6番	松寄周一	議員	（藤枝市議会議員）
7番	村松幸昌	議員	（焼津市議会議員）
8番	杉田源太郎	議員	（焼津市議会議員）
9番	岡村好男	議員	（藤枝市議会議員）
10番	大石保幸	議員	（藤枝市議会議員）
11番	渋谷英彦	議員	（焼津市議会議員）
12番	青島悦世	議員	（焼津市議会議員）
13番	藪崎幸裕	議員	（藤枝市議会議員）
14番	鈴木浩己	議員	（焼津市議会議員）
15番	植田裕明	議員	（藤枝市議会議員）
16番	池谷和正	議員	（焼津市議会議員）

○欠席議員（なし）

○出席説明員

管 理 者	中 野 弘 道	(焼津市長)
副 管 理 者	北 村 正 平	(藤枝市長)
中部看護専門学校長	香 川 二 郎	
事 務 局 長	曾 根 俊 則	
事務局次長	松 田 兼 利	
消 防 長	松 浦 一 仁	
消 防 次 長	大 橋 充	

○監査委員

	大 畑 秀 久	
--	---------	--

○職務のため出席した職員

書 記 長	種 本 哲 也	(焼津市議会事務局長)
書 記	片 瀬 能 彰	(焼津市議会事務局庶務課長)
書 記	長谷川 貴 紀	(焼津市議会事務局総務担当兼議事担当主幹)
書 記	岩 崎 晋 也	(焼津市議会事務局議事担当主査)

令和3年10月志太広域事務組合議会定例会議事日程

日時／令和3年9月30日（木）午後3時開議

場所／藤枝市岡部支所3階 議場

第1 開会・開議

第2 会議録署名議員の指名

第3 諸般の報告

(1) 例月出納検査結果報告の受理について

第4 日程第1 会期の決定

第5 日程第2 認第1号 令和2年度志太広域事務組合一般会計歳入歳出決算認定について

日程第3 認第2号 令和2年度志太広域事務組合看護専門学校事業特別会計歳入歳出決算認定について

以上 2件上程（管理者から説明）

第6 閉議

◎本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

午後 3 時開議

○議長（池谷和正議員） 皆様、御苦労さまです。

ただいまから、令和 3 年 10 月 志太広域事務組合議会定例会を開会いたします。

これより、本日の会議を開きます。

今期定例会の会議録署名議員には、1 番 石井通春議員、15 番 植田裕明議員を指名いたします。

この際、諸般の報告をいたします。

監査委員から、法令に基づく報告書及び提出書類 2 件を受理しております。

この報告事件一覧及びその写しをお手元に配付しておきましたので、御了承願います。

これで報告を終わります。

受理した報告事件一覧

〔監査委員報告〕

- | | | | |
|---|--------------|-------------|-------------|
| 1 | 志太広域（監）第 4 号 | 令和 3 年 6 月分 | 例月出納検査結果報告書 |
| 2 | 志太広域（監）第 5 号 | 令和 3 年 7 月分 | 例月出納検査結果報告書 |

日程第 1. 会期の決定を議題といたします。

お諮りします。今期定例会の会期は本日から 10 月 27 日までの 28 日間といたしたいと思
います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池谷和正議員） 御異議なしと認めます。

したがって、今期定例会の会期は本日から 10 月 27 日までの 28 日間と決定いたしました。

なお、お諮りいたします。

本会期中の日程は、お手元に配付してある日程表のとおり決定することに御異議あり
ませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池谷和正議員） 御異議なしと認めます。

したがって、今期中の日程は、お手元に配付の日程表のとおり決定をいたしました。

日程第 2. 認第 1 号 令和 2 年度志太広域事務組合一般会計歳入歳出決算認定につい
て及び日程第 3. 認第 2 号 令和 2 年度志太広域事務組合看護専門学校事業特別会計歳
入歳出決算認定についての 2 議案を一括して議題といたします。

管理者の提案理由の説明を求めます。

○管理者（中野弘道） 議長。

○議長（池谷和正議員） 管理者。

（登壇）

○管理者（中野弘道） ただいま上程されました認第1号、認第2号の2議案につきまして、一括して提案理由を御説明申し上げます。

認第1号及び認第2号ですが、令和2年度一般会計及び看護専門学校事業特別会計の歳入歳出決算につきまして、それぞれ地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の審査意見書をつけて議会の認定に付すものであります。

認第1号、令和2年度志太広域事務組一般会計歳入歳出決算認定についてであります。

組合では、ごみ、し尿等の処理施設、斎場会館及び看護専門学校の運営や住民の生命、財産を守る消防・救急業務など、圏域住民の皆様にとって欠くことのできない多くの事業を実施してまいりました。特に、各施設の運営につきましては、地元の皆様の御理解・御協力をいただきながら、適時に設備等の整備を実施をし、安全で安定した運転管理に努め、確実な組合業務の推進を図ってまいりました。

そして、まず、新大井川及び新藤枝環境管理センター整備については、建設工事を終え、本年4月に供用を開始をいたしました。さらに、新クリーンセンター整備につきましても、用地取得が完了し、令和8年度の稼働開始に向けて詳細な建設計画等に沿って業者選定を行い、着実に事業を進めてまいります。

また、消防・救急業務につきましては、近年、地震だけでなく、台風や豪雨等の被害も増える中、新型コロナウイルス感染症への対応が必要になるなど、人命救助に最善を尽くす体制づくりに力を注ぐとともに、高規格救急自動車や大型水槽自動車を計画的に更新することにより、消防力の強化を図ってまいりました。

決算の概要につきましては、歳入決算額は113億2,009万6,881円、歳出決算額は110億4,889万8,463円となり、前年度と比較しますと、歳入は19.0%、歳出は19.3%それぞれ増となりました。

次に、認第2号、令和2年度志太広域事務組合看護専門学校事業特別会計歳入歳出決算認定についてであります。

学校運営においては、引き続き、学習環境の整備に力を注ぎ、関係3病院との連携を

密にした教育により看護実践力を強化し、質の高い看護師育成に努めてまいりました。

こうした中、令和2年度の看護師国家試験では、既卒者1名を含む35人の全員が合格しました。また、圏域3病院には32名が就職し、地域医療に貢献する学校の使命を果たすことができました。

決算の概要につきましては、歳入決算額は2億692万6,853円、歳出決算額は1億9,663万7,427円となり、前年度と比較しますと、歳入は10.0%、歳出は9.5%それぞれ増となりました。

以上が令和2年度一般会計及び看護専門学校事業特別会計の歳入歳出決算の概要であります。これら組合事業の執行における主たる財源は二市の分担金であり、市民の税金であることを認識し、常に経費削減を心がけ、効率的な事業の執行に取り組んでまいりました。

なお、詳細につきましては、令和2年度歳入歳出決算書及び主要施策概要報告書とともに、監査委員の審査意見書を付してありますので、よろしく願いいたします。

以上2議案につきまして、一括して提案理由の御説明を申し上げましたが、御審議のほどよろしく願い申し上げます。

○議長（池谷和正議員） 管理者の提案理由の説明は終わりました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

皆様、御苦労さまでした。

午後3時8分閉会

10月27日（水曜日）

○出席議員（16人）

1番	石井通春	議員	（藤枝市議会議員）
2番	小林和彦	議員	（藤枝市議会議員）
3番	石田江利子	議員	（焼津市議会議員）
4番	松島和久	議員	（焼津市議会議員）
5番	遠藤久仁雄	議員	（藤枝市議会議員）
6番	松寄周一	議員	（藤枝市議会議員）
7番	村松幸昌	議員	（焼津市議会議員）
8番	杉田源太郎	議員	（焼津市議会議員）
9番	岡村好男	議員	（藤枝市議会議員）
10番	大石保幸	議員	（藤枝市議会議員）
11番	渋谷英彦	議員	（焼津市議会議員）
12番	青島悦世	議員	（焼津市議会議員）
13番	藪崎幸裕	議員	（藤枝市議会議員）
14番	鈴木浩己	議員	（焼津市議会議員）
15番	植田裕明	議員	（藤枝市議会議員）
16番	池谷和正	議員	（焼津市議会議員）

○欠席議員（なし）

○出席説明員

管 理 者	中 野 弘 道	(焼津市長)
副 管 理 者	北 村 正 平	(藤枝市長)
中部看護専門学校長	香 川 二 郎	
事 務 局 長	曾 根 俊 則	
事務局次長	松 田 兼 利	
消 防 長	松 浦 一 仁	
消 防 次 長	大 橋 充	

○監 査 委 員

大 畑 秀 久

○職務のため出席した職員

書 記 長	種 本 哲 也	(焼津市議会事務局長)
書 記	片 瀬 能 彰	(焼津市議会事務局庶務課長)
書 記	長谷川 貴 紀	(焼津市議会事務局総務担当兼議事担当主幹)
書 記	岩 崎 晋 也	(焼津市議会事務局議事担当主査)

令和3年10月志太広域事務組合議会定例会議事日程

日時／令和3年10月27日（水）午後3時開議

場所／藤枝市岡部支所3階 議場

第1 一般質問

第2 認第1号 令和2年度志太広域事務組合一般会計歳入歳出決算認定について

認第2号 令和2年度志太広域事務組合看護専門学校事業特別会計歳入歳出決算
認定について

以上2議案一括上程（質疑、討論、採決）

午後 3 時開議

○議長（池谷和正議員） 皆様、御苦労さまです。

ただいまから、本日の会議を開きます。

会議に先立ちまして、小林議員から遅れるとの連絡が入っておりますので、御報告いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

○議長（池谷和正議員） それでは、日程に入ります。

日程第 1. 一般質問を行います。

これより順次発言を許します。

まず、1 番 石井通春議員。

○1 番（石井通春議員） 議長。

○議長（池谷和正議員） 石井議員。

（登 壇）

○1 番（石井通春議員） 日本共産党の石井通春です。

今日は、今後進められますクリーンセンター事業において、主に地盤対策について質問をいたします。

これから業者の選定、契約と、いよいよ佳境に入ってきたという感がいたしますけれども、ここに来て附帯施設で問題が起きております。正式には、附帯防災拠点施設整備事業というものでして、これは、藤枝市が管轄しておりますけれども、いわゆる地元対策として、特に道の駅を整備する方向で話が進められようとしております。

ところが、ここに盛土をする際に使用する国 1 バイパスの潮トンネルの掘削工事の残土から基準値を超えるヒ素とセレンが検出されました。藤枝市の説明では、基準を僅かに超えるものであり、対策を施すので心配はないというようなことを言っておりますけれども、住民からは不安が出ておりました。現在、市は地元の説明を行っているところです。

住民から見れば、この附帯施設でこういうことになっておりますと、クリーンセンター本体、これは、市の管轄ではなくて志広組が管轄するわけですがけれども、そこの地盤はどうなっているんだというふうに考えるのは当然でして、この場で明らかにしていきたいと思っております。

まず、地質の性質など、今後、本体事業で埋立てを必要とする箇所があるのかと。その際はどこかからの残土を使うわけですけれども、附帯施設のように有毒物が混入しないとする事前の取組が求められると思いますけれども、いかがでしょうか。

次に、過去2回、志広組は、この地盤対策で事前の想定になかったとして追加必要工事を迫られて、これは住民の負担となって跳ね返ってきております。斎場におきますガスの存在と、それから、藤枝環境管理センターにおきます地中障害物の存在です。特に藤環においては追加工事がほとんど完成してから議会に報告するという失態のおまけもありました。言い換えれば、これは教訓として残っているわけですし、今後進められますクリーンセンターにおいて、当然、この教訓を生かしていくべきものかと思っておりますけれども、組合にその認識があり、これをどう生かしていくのかお伺いいたします。

以上です。

○管理者（中野弘道） 議長。

○議長（池谷和正議員） 管理者。

（登壇）

○管理者（中野弘道） 石井議員にお答えいたします。

初めに、クリーンセンター各事業における地盤対策のうち、埋立てを必要とする箇所への有毒物の混入防止の取組についてであります。組合が施行するクリーンセンター事業において、埋立てを必要とする箇所には、場内の発生土を再利用して埋め戻す計画としております。

次に、斎場と藤枝環境管理センターの工事を踏まえた取組についてであります。クリーンセンターの事業地につきましては、静岡大学や民有地を買収によって用地を確保しており、その際の物件調査など、でき得る限り地中障害物の把握に努めております。また、9カ所のボーリング調査や170カ所の土壌汚染調査等を行い、地質の状況や安全な土壌かを確認するとともに、調査、掘削の中で地中障害物の補足確認を行っております。こうして確認した事項を事業者が撤去を行うものとして要求水準書へ提示することで契約内容を明確化しております。

なお、敷地の全てを掘削・確認をしているわけではありませんので、今後の工事において発見された場合には、必要に応じて契約変更により対応してまいります。

以上、石井議員への御答弁とさせていただきます。

○議長（池谷和正議員） 石井議員。

○1番（石井通春議員） まず、最初の本体工事のときの地盤対策ということで、お答えは、場内の発生土を再利用して埋め戻す計画としているとさらっとしておりますけれども。基本的にその附帯施設、道の駅のところは、地形的にとというか、盛土をしなきゃいけないというところで、ほかから土を持ってくる必要があって、それが国1バイパスの潮トンネルの土で、それが有毒だという結果がある一方で、本体のほうは山になっているというんですか、それが地形的に標高がちょっと高いので、ほかから持ってこなくて、ですからお答えは、場内の発生土を使って平らにするというんですかね、そういうことであるというふうに思います。現場を見ればよく私もわかりましたけれども、基本的に、ですから、あの本体のところは、志広組の管轄のほかから土を持ってくるというところではないということですね。それはわかりました。前提がちょっと違うということだというふうに思っております。

私が一応通告として尋ねておりますのは、事前の取組ですね、発生した場合。それでも何が出るかわからないというところですから、全国からそういうことがちょっと出ているナイーブなところもありますので、そうしたところの事前の取組はちょっと聞いておりますけれども、そこのお答えが基本的にありませんので、万が一発生した場合は、当然、住民の理解というものが大前提となるはずだというふうに思っておりますけれども、その点についてはどのように考えているのでしょうか。

○事務局次長（松田兼利） 議長、事務局次長。

○議長（池谷和正議員） 事務局次長。

○事務局次長（松田兼利） 事業用地の土壤汚染調査につきましては、平成26年度に環境影響評価の中で調査を実施しております、ヒ素やセレンを含みます環境基準26項目を測定いたしまして、全ての項目で基準を満足していることを確認しております。また、令和元年度と令和2年度に土壤汚染対策法に基づきます地歴調査と土壤汚染調査を実施しております、表層部分の土壤に有害物質が含まれていないことを確認しております。

しかしながら、今後、深層部分、深い層を掘削する中で、その施工の中で基準値を超えるような有毒物がもし発見された場合には、地元の住民に対しまして説明をした上で、工事を進めてまいります。

以上でございます。

○1番（石井通春議員） 議長。

○議長（池谷和正議員） 石井議員。

○1番（石井通春議員） 平成26年の環境影響評価、いわゆるアセスですね。アセスと、それから、土壤汚染調査といったものを対策法に基づく調査を行って、その中には有毒物が含まれていないということを確認されているというところだと思います。

そこで、万が一、これからの、さらにまたそこから掘るような場で有毒物が発見された場合には、住民の説明をした上で工事をしていくということですね。この点は確認ができたというふうに思っております。

地元説明がやっぱりこれは一番大事だというふうに思っております、岐阜県の山県市というところで、東海環状北陸自動車道のトンネル工事の発生残土を処分地として手を挙げていた市なんですけれども、そこでヒ素が基準の9倍発見されていたのを隠して、隠蔽して、それが後で分かって、結局、処分地自体が撤回に追い込まれたという実例がありますので、住民への説明といったものは、やっぱり前提として、発見された場合は進めていただきたいというふうに思います。藤枝市のほうではちょっとまだこれからいろいろと、またそれはそれで進めていくというふうに思いますけれども。

それから、次の2点目、2つの教訓と私は言いました。それは、これまで追加工事を求められて、斎場と、それから藤環ですね。それが教訓として残っているわけです。それを教訓としてどうやってクリーンセンターに生かしていくのかというふうにお伺いしたんですけれども、お答えの中では、9カ所のボーリングをやって、170カ所の土壤調査を行ったと。あと、契約内容についての言葉が続いたんですけれども、これまでこういう追加工事が生じないような取組が具体的なものとしてあったのかどうかお伺いいたします。

○事務局次長（松田兼利） 議長、事務局次長。

○議長（池谷和正議員） 事務局次長。

○事務局次長（松田兼利） 石井議員にお答えさせていただきます。

クリーンセンターにおきましては、ボーリング調査を追加するなど、地盤の状況等をより詳細に把握することで追加工事が生じないよう努めているところでございますが、実際に掘削をする中で発見されることもありますので、こうした場合には、事業の目的を達成するため、変更が必要となります。

また、契約方式によりまして変更の金額の負担方法も変わりますが、斎場等で行っております公設方式におきましては、設計から施工まで組合の責任で行っておりますので、指定した施工内容を含め、組合が負担することになります。

一方、環境管理センターのDBO方式では、組合と事業者の責任を分担して行いますので、変更の内容に応じた負担となります。クリーンセンターでは、DBO方式に基づきまして変更の可能性が高い地中障害物につきまして、物件調査等を通じまして、用地引渡し前に、でき得る限りの調査を行いまして、入札公告において契約の対象とする地中障害物を明らかにしているところでございます。

以上でございます。

○議長（池谷和正議員） 石井議員。

○1番（石井通春議員） 結局、組合のほうで用地引渡し前にそのボーリングを行って、そして、地中障害物がないことを確認して引き渡すわけですね、相手に、DBOというやり方は。相手に引き渡して、そして、相手が建物を建てるとなると、その業者は、また新たにボーリングをして、建物の四隅に、そこに地中障害物があった場合は撤去しなきゃいけないということで、これは追加工事費用が求められてしまうというような、そういうことだというふうに思っておりますけれども、今のお答えでは、用地引渡し前に、できる限りのその調査を行って、その地中障害物を明らかにするというようなお答えと、あと、ボーリングを追加していくという、初めのほうでそんなことのお答えもあって、9カ所というお答えが当初あるわけですね。

ですから、問題は今後の取組といたしますか、例えばボーリングは9カ所やったと。事業者が行うボーリングで発見されるケースがないようにしてきたかと、これまでと比べてですね。引渡しの前に一定の協議等で障害物がない場所に建てさせる等の今後の取組です、今後の取組が必要となるんじゃないかというふうに思うんですけれども、これまで、それを含めて、今までやってきた取組の中で、またちょっと違ったところといったところもあれば、ぜひ明らかにしていただきたいと思っておりますけれども、いかがですか。

○議長（池谷和正議員） 事務局次長。

○事務局次長（松田兼利） 石井議員にお答えしたいと思います。

現在の要求水準書、要は、こうした契約の内容に含める地中障害物につきましては、要求水準書の中に位置と物件を記入しまして、これは契約の対象ということで、そうした明示を細かくしておりますので、したがいまして、その物件につきましては、契約の内容ということで業者が撤去することになります。

そうした上で今後の取組でございますけれども、契約後に事業者は提案の内容を実行するために、組合の提示しています資料を補足するボーリング調査等を行い設計作業を

行いますので、建物配置等を含めまして業者と協議を今後してまいります。

また、組合が提示しました地中障害物につきましては、移設や撤去を行い、工事に向けて準備作業がその後行われます。

この契約におけます地中障害物につきましては、人工物でございますので、造成工事において新たな発生がなければ、地中障害物における変更は生じないと考えておりますが、発見された場合には、残置物の状況を踏まえまして対応させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（池谷和正議員） 石井議員。

○1番（石井通春議員） どうもお答えがその契約の内容ばかりにちょっと傾きがちなんですけれども、私はその新たな取組という今後の取組ですね、二度続いているわけですから、それを踏まえた上で新たな取組というのがちょっと必要じゃないかなと、ちょっとそこを聞きたいというふうに思うんです。

今の段階で、配置計画といったものがどこまで定められているかちょっとあれですけども、組合のほうではその場所の配置計画、建物ですね、建物をどこに建てるかとか、そういった計画がどの程度明らかになっているかはわかりませんが、それを見越して、その引渡しの前に、業者と合意の下で予定されたところをまずあらかじめボーリングをして、新たなボーリングの必要性がないことにするとか、あとは、万が一、引渡し後にその地中障害物が出てしまった場合、藤環のように。それは組合の負担になるわけです。それは、組合が業者の見積りどおりに払わずに。藤環でこれをやったんですよ。業者はもっと高く負担してくれと言ったんですけども、組合は、委託会社の力を借りながら、工事費を下げさせたわけです、ここは必要ないということで。これは組合がやっていることです、既に。

ですから、これをもっと強化するという、そういった取組なんかも今の段階ではできるといふふうに思っているんです、私なりに。ですから、契約書の中身の話だけではなくて、今後の取組としてどのようなことが考えられるかというふうに思っているんですけれども、そこをちょっとあればお答えいただきたいと思います。

○事務局次長（松田兼利） 議長、事務局次長。

○議長（池谷和正議員） 事務局次長。

○事務局次長（松田兼利） 今後の取組という内容で、契約以外の取組ということでござ

います。

当然、現在の契約の中で、業者が行う実施設計、これに対しまして、このような承認を組合がしない限りは実施できないような、そういった契約内容に縛っております。したがって、まず、事業者が行う調査、そうした内容を確認いたしまして、事業者の提案及び組合側の意見、それから、地元の皆さんからの意見というものも出てくるかと思えます。そういったものを調整いたしまして、今後、取り組んでいく内容でございます。

それから、このクリーンセンターにおきましては、先ほど来、言わせていただいておりますように、地中障害物というのは、これまで組合自らの敷地の中での障害物ということでございましたが、今回の事業地につきましては、おおむね大学の用地でございますので、新たに取得した土地という形になります。そういう中で、こういったものの物件の調査等をより細かくやっているつもりでございますけれども、中には出てくる可能性もございますものですから、それに対しましては当然交渉しながら、全て金額に影響する部分ということもないかと思えます。ですので、建築物でございますので、増える部分と減る部分というのは当然今後発生してまいります。そういう中で価格交渉、価格といたしますか、そういったしっかり見られるもの、見られないものというものを精査しながら対応していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（池谷和正議員） 石井議員。

○1番（石井通春議員） なかなかはっきりしませんでしたけれども、新たな市民負担がないことを、強いられることがないことも求めて質問を終わりたいと思えます。

ありがとうございました。

○議長（池谷和正議員） 次に、8番 杉田源太郎議員。

○8番（杉田源太郎議員） 議長、8番 杉田源太郎。

○議長（池谷和正議員） 杉田議員。

（登壇）

○8番（杉田源太郎議員） 日本共産党の杉田源太郎です。一般質問通告によって2点質問させていただきます。看護学校の件と「望まない心肺蘇生」についてです。

1. コロナ禍、中部看護学校での看護教育の状況についてお伺いいたします。

新型コロナウイルスの第5波の感染爆発と医療崩壊、これは、やるべきことを怠って

きた政治の責任です。コロナ危機は日本社会が抱える様々な矛盾が浮き彫りになってきました。医療と公衆衛生が切り捨てられてきました。感染爆発で保健所の職員、医療機関・従事者の皆さんの命をかけた仕事が報道されて、その使命感と同時に疲労感が伝わってきました。

(1) 医療従事者としての大事な仕事である看護師を養成する重要な役割を果たしてきた看護学校です。コロナ禍での看護教育の状況をお伺いいたします。

看護学校は3つの科目から構成されていることが確認されていますが、(ア)基礎看護学では対面授業が中心となると思いますが、この間の授業の方式はどのように行われましたか。

(イ)臨床看護学では実際の臨床現場での学習があると思いますが、感染爆発で藤枝、焼津の市立病院でも逼迫する医療現場での実習はどうだったのでしょうか。

(ウ)地域看護学では、様々な生活スタイルや病状の患者が混在する地域社会の中で患者の生活の質を上げていくとされています。学生の皆さんのワクチン接種が進まない中、どのような対応で学習がされたのでしょうか。

(エ)この地域でも在宅療養される方が多くいると聞いています。保健所との関係で応援するようなことはあったのでしょうか。

(オ)毎年国家試験での高い合格率が報告されています。近年の学校の受験者数、合格者数、入学後の3年間の学年ごとの人員の変化はどうなんでしょうか。

次に、2番目として「望まない心肺蘇生」への取組についてお伺いいたします。

救急現場で蘇生拒否をされる事例が増えていると報道が数年前からあります。自宅で心肺停止をした患者の家族から、「患者が延命を望まないから」と言われるからだそうですが、救命を使命とする駆けつけた救急隊は対応に苦慮されている、そういうふう聞いています。救急現場が直面している蘇生拒否がNHKの特集でされました。全国で2,000件以上が報告されているとのことでした。心肺蘇生を望んでいないのに119番通報するというのは不思議な話だと思われるかもしれませんが、ですが、いざ家族が心肺停止になったとき、とにかく救急車を呼んでしまうというのは仕方のないことです。また、看護施設での入所者の方の容態が急変したとき、職員の方がまず119番通報し、その後、家族から、本人が心肺蘇生を望んでいないことを告げられる場合もあるようです。このような報告がされていました。

(1) 「延命治療は望まない」、そういう事例についてお伺いいたします。

(ア)これは組合の概要報告にあったのですが、救急搬送のうち急病は平成30年度で7,453件、令和元年度は7,191件、令和2年度6,174件ありました。救急搬送の全体の6割を超えている、その中で高齢者が6割を超えています。この中で、心肺蘇生を望まない意思表示の事例があったかどうか。あればその件数をお伺いいたします。

(イ)「望まない心肺蘇生」について、医師会、あるいは行政と協議をしたことはあるでしょうか。もしあれば、その経過についてお伺いいたします。

(ウ)「望まない心肺蘇生」に取り組むことになった場合、どのような手続となっていくのか、お伺いいたします。

以上、一般質問といたします。

○管理者（中野弘道） 議長。

○議長（池谷和正議員） 管理者。

（登壇）

○管理者（中野弘道） 杉田議員にお答えいたします。

初めに、コロナ禍での看護学教育の状況のうち、授業方式についてであります。昨年度は、緊急事態宣言解除後、感染防止対策を徹底した上で対面授業を行いました。県外の講師や医師等による講義は、学校とリモートでつないで行いました。今年度も同様に実施をしております。

次に、医療現場での実施についてであります。昨年5月、6月の病院等の臨時実習は、関連3病院をはじめ、実習受入が中止となったため、国の指導により学校内で実施しました。その後は感染防止対策を徹底し、臨時実習を再開しております。

次に、地域医療における看護実習についてであります。訪問看護実習は、健康状態や生活行動履歴を確認した学生の同行許可が得られた場合、実施いたしました。

学生のワクチン接種の状況でございますが、本年6月中旬までに、体質などにより接種できない学生を除き、全学年全員の接種が完了しております。

次に、保健所からの応援要請についてであります。看護教員や学生に応援を求められたことはありません。

次に、近年の学校受験者数、合格者数、入学後3年間の学年ごとの人数についてであります。本校の過去3年間の受験者数は、平成31年度生が95名、令和2年度生が132名、令和3年度生が97名、また、合格者数は、平成31年度生が45名、令和2年度生が53名、令和3年度生が45名でございます。

この3年間の学生数の変化でございますが、令和元年度は2年次が2名減、3年次が1名減、令和2年度は2年次が1名減、令和3年度は、ここまで1年次が1名減となっております。

次に、「望まない心肺蘇生」への取組についてのうち、心肺蘇生を望まない事例の件数についてであります。総務省消防庁が調査を開始した令和元年度は、志太消防本部管内で8件、令和2年度は20件の合計28件でありました。

次に、「望まない心肺蘇生」について、医師会、行政と協議したことがあるかと取り組む場合の手続についてであります。令和元年11月に総務省消防庁の「傷病者の意思に沿った救急現場における心肺蘇生の実施に関する検討部会」の報告を受け、令和2年3月に、静岡県メディカルコントロール協議会から救急隊の対応手順について、各地域で検討を行うよう通知がありました。現在、消防本部、医師会、病院、中部保健所で構成された志太榛原地域メディカルコントロール協議会において検討を進めているところであり、今後、具体的な対応手順に定めてまいります。

以上、杉田議員への御答弁とさせていただきます。

○8番（杉田源太郎議員） 議長。

○議長（池谷和正議員） 杉田議員。

○8番（杉田源太郎議員） 本当にこの大変な中、頑張っておられる看護学校、あるいは、また消防のほうも本当に大変なことをしていただいているなというふうに感じています。

再質問させていただきます。

まず、看護学校の件なんですけれども、対面授業を6月に計画変更を行っているということなんですけれども、計画変更の前の状況というのは具体的にはどんな内容だったんでしょうか。

○事務局長（曾根俊則） 議長、事務局長。

○議長（池谷和正議員） 事務局長。

○事務局長（曾根俊則） 杉田議員にお答えいたします。

6月の変更前につきましては、通常どおり、対面の授業を行ってまいりました。

以上でございます。

○議長（池谷和正議員） 杉田議員。

○8番（杉田源太郎議員） 通常に行っていたのが急にこの計画変更になってやったのですけれども、大学あるいは高校、中学、小学校、そういうところでもいろいろオンライ

ンの報告がされているわけなんですけれども、このオンラインの授業はなかったということですか、それはあったということですか。ちょっと確認です。

- 事務局長（曾根俊則） 議長、事務局長。
- 議長（池谷和正議員） 事務局長。
- 事務局長（曾根俊則） 杉田議員にお答えします。

いわゆる学生全員が在宅で配信を受けるという形の授業は行っておりませんでした。しかしながら、先ほどちょっと管理者答弁でもございましたように、県外の講師は在宅からの遠隔授業を行いまして、また、一部の学生でございますけれども、こちらの学生につきましては、自宅からのリモートで授業に出席しておりますので、部分的なオンライン授業を行ったということで御理解いただきたいと思います。

よろしく申し上げます。

- 議長（池谷和正議員） 杉田議員。
- 8番（杉田源太郎議員） 市議会などでもいろいろ議論がされてきたところなんですけれども、オンラインが小学校、中学校でずっとやられていたという、そういう報告の中で、今も基本的にはオンラインじゃないよ。オンラインもあった。そのオンラインがあったという、そういう条件か何かあったんですか。

- 事務局長（曾根俊則） 議長、事務局長。
- 議長（池谷和正議員） 事務局長。
- 事務局長（曾根俊則） いわゆる警戒宣言が出ておりましたので、県外の講師の方々につきましてはこちらに来られないということでオンラインと。あと、学生につきましては、例えば、発熱があったとか、そういうような場合につきましては、一応念のためということで、自宅からのオンラインということでやらせていただきました。

以上でございます。

- 議長（池谷和正議員） 杉田議員。
- 8番（杉田源太郎議員） わかりました。

オンラインの授業というのは、教師のほうの関係。その県外の教師の関係でオンラインの授業をやったということで、学生のほうは、あくまでも学校で、その大きなスクリーンか何かで見ていた、そういうことなんですか。

- 事務局長（曾根俊則） 議長、事務局長。
- 議長（池谷和正議員） 事務局長。

○事務局長（曾根俊則） 今回の関係につきましては、先生のほうがオンラインということで、向こう側から来るので。学生のほうにつきましては、学校のほうでもって、教室でもって、今おっしゃったように、大きい画面でということでございます。

以上です。

○議長（池谷和正議員） 杉田議員。

○8番（杉田源太郎議員） わかりました。

学校で生徒さんたちが1つの、教室の大きさとかそういうのはわからないですけども、学生さんの人数と教室の大きさだとか、そういうところも含めて、先ほど答弁にあったんですけども、具体的な感染措置というのですか、そういうことをやられたということですけども、具体的にはどのような感染措置がされたんでしょうか。

○事務局長（曾根俊則） 議長、事務局長。

○議長（池谷和正議員） 事務局長。

○事務局長（曾根俊則） 杉田議員にお答えします。

具体的な感染防止対策はどのようなものかということだと思いますが、まず、学校生活におきましては、学生の健康調査、それから、入校時の体温測定とアルコール消毒、それから、校内各所にアルコール消毒を設置しまして、お昼時、昼食時ですね、このときには前向きかつ黙食の実施、それから、不特定多数と関わるアルバイトとか飲食に関わる場所、そういうアルバイトの禁止、そのほかマスク、換気等の新しい生活様式の徹底などを行っております。

それから、また、学校の中でグループワークというのがあるんですが、そういうときにつきましては、学生というのはどうしても接触しますので、顔が近くなりますので、そのときにはフェースシールド、これを装着して対応をしたところでございます。

以上でございます。

○議長（池谷和正議員） 杉田議員。

○8番（杉田源太郎議員） わかりました。

完全に対策しながらやっていたというところ確認はさせていただきました。

聞き取りのときに、授業に支障はなかったんですけども、その時間の延長を行った、4時限から5時限に変更したというのをちょっと聞き取りで聞いたのと、あと、8月の休み、夏休みというんですか、それを2週間にしたという、そういう報告があったんですけども、この理由というのはどこにあるんですか。

○事務局長（曾根俊則） 議長、事務局長。

○議長（池谷和正議員） 事務局長。

○事務局長（曾根俊則） それこそ、警戒宣言といいたいまいしょうか、宣言が出たということがありました。そのときに、一時学校を休業していた時期もございまして、それにおきまして授業数を少し追っかける必要がありましたものですから、それに対しまして、いわゆる時限数を延ばしたりとか、あと、夏季休暇の短縮化ということで対応したものでございます。

以上でございます。

○議長（池谷和正議員） 杉田議員。

○8番（杉田源太郎議員） 了解しました。

次に、臨床の問題なんですが、答弁の中で、臨床看護というのは、私の感覚としては、病棟や外来、その患者さんに接しながら行う看護だというふうに私は解釈しているんですけれども、病院や、あるいは施設での看護というものは、実際には、この2年度については一切やらなかったということよろしいですか。

○事務局長（曾根俊則） 議長、事務局長。

○議長（池谷和正議員） 事務局長。

○事務局長（曾根俊則） このときに、最初のほうにちょっとありましたけれども、臨地実習につきましては、最初、実習の受入れが中止になりましたものですから、先ほど管理者からの答弁がありましたように、国の指導により学校内で実習をしました。それは、いわゆる感染対策徹底ということで、学生の健康状態とか生活行動の履歴を確認しまして、その後、関連3病院等で現地の実習を行っております。

以上でございます。

○議長（池谷和正議員） 杉田議員。

○8番（杉田源太郎議員） わかりました。

最初、学校内での看護実習というのが、ちょっと意味がわからなかったんですよ。学校内に何か患者さんを呼んでくるとか、そういうことはあり得ないと思うんですよ。何かこの志広組のニュースなんか見ると、ここに何か人形みたいな、こういうものをもって、これ実習というふうに呼んでいるということよろしいですか。

○事務局長（曾根俊則） 議長、事務局長。

○議長（池谷和正議員） 事務局長。

○事務局長（曾根俊則） 杉田議員にお答えします。

本来、今ありましたように、臨床現場の実習というのは病院とか施設で行うものがございます。今回は、コロナの感染症の拡大によりまして、文部科学省とか厚生労働省から発出された通知に従いまして、現場での実習に代えて、臨時的措置として学校内で患者を想定した、今ありましたように、モデル人形ですね、あとは教員が患者役を務めるなどして実施したようなものがございます。

以上、お答えとします。

○議長（池谷和正議員） 杉田議員。

○8番（杉田源太郎議員） 了解いたしました。

今度は次の質問なんですけれども、地域看護学というのですか、そのところは、学生さん、あるいはその同行する職員の方、そういう方が訪問されるその家族の方から了解をもらったところに行ったということなんですけれども、この件数というのは全体で何件ぐらいあったんですか。

○事務局長（曾根俊則） 議長、事務局長。

○議長（池谷和正議員） 事務局長。

○事務局長（曾根俊則） 杉田議員にお答えします。

訪問実習の関係の訪問活動でどのくらい行ったかということかと思っておりますけれども、年平均で学生1人当たり6日間の実習でございまして、約17件の訪問看護に同行しております。ということですので、6日間ということだものですから、1日当たりの訪問件数は、学生1人当たり2件から3件ということでございます。

以上でございます。

○議長（池谷和正議員） 杉田議員。

○8番（杉田源太郎議員） わかりました。

このコロナの中でも確実にそういう実習等をやりながら育てていただいているということを確認しましたので、この看護学校の件については終わります。

次に、「望まない心肺蘇生」の問題についてお伺いいたします。

今、実際に、この消防の救急の中で令和元年度8件あって令和2年度に20件あったと。8件から20件、かなり大きな伸びだなというふうには感じます。これらのケースで現場に救急隊の方が行ったときに具体的にどのような対応をされたんですか。家族の方とか、そういうのを示されたとき。

○議長（池谷和正議員） 消防長。

○消防長（松浦一仁） 志太消防本部では、119番通報があった時点で、救命の意思があるものとして救命のために全力を尽くすことを基本としております。そのため、家族等の関係者から心肺蘇生を望まない意思を示されたとしても、救命の処置の必要を説明しまして、救命を目的に医療機関に搬送しております。

以上でございます。

○8番（杉田源太郎議員） 議長。

○議長（池谷和正議員） 杉田議員。

○8番（杉田源太郎議員） これはNHKの報道などでも、現場での対応にかなり苦慮されている、そういうことが報道されていまして。

ただ、7月1日から静岡市で、この望まぬ心肺蘇生、こういうものに対して対応をしている。聞き取りのときにお伺いしたときにも、静岡県メディカルコントロール協議会、その全体のものがある、この県内には8つの地域でのメディカルコントロール協議会があると。その協議会の中で、静岡地域のメディカルコントロール協議会、そこが先進的にやられていると。これも先ほど管理者の答弁の中にありましたけれども、厚労省のほうからの、あつ、総務省かな、そちらからの指導で、そういうものがされ始めていると。それが同じ時期にされている。令和2年のときに、先ほどの答弁の中で、そういう協議会へのその指示があったと。

それで、静岡はその辺で取り組み始めた。静岡市への聞き取りの中でも、やはり1年間ぐらいかけて、いろいろなところと協議をされているということなんですけれども、先ほどの答弁の中で、この志太消防本部でも、そういう取組というのを始めていくということで解釈しましたけれども、具体的にどのようにしてどのような工程でされていく予定でしょうか。

○消防長（松浦一仁） 議長、消防長。

○議長（池谷和正議員） 消防長。

○消防長（松浦一仁） 先ほど現在の対応を説明したところでございますけれども、これが運用されるということになりますと、基本的には、救急隊は現場到着後に傷病者の心肺停止を確認した場合には、直ちに心肺蘇生を開始いたします。家族等から、傷病者本人が心肺蘇生を望まないということを伝えられた場合にも、本人の意思であるということの確認方法、それから、かかりつけ医等の連絡の取り方、医師の指示に基づく対応手

順などが今後協議をされ、示され、その手順のとおり対応していくものと考えております。

○8番（杉田源太郎議員） 議長。

○議長（池谷和正議員） 杉田議員。

○8番（杉田源太郎議員） わかりました。

基本的にそういうふうにはせざるを得ないと思うんですけれども、今、そういうものの手順を今からつくっていくという答弁だと思うんですけれども、ちょっと私も、現実問題として、すぐ近所で、元気だった90歳のおじいさんがお墓参りから帰ってきたときに、なかなか帰りが遅いなと家族の方が自転車置場のところを見に行ったら、そこで倒れていたと。それですぐ救急車を、119番に電話して、8月だったんですけれども、とにかく7月、8月、9月もそうだったと思うんですけれども、物すごく、救急車がもう年から年中、何かうちの前を通っているような、もうどこでも同じだったと思います。熱中症の関係もあったかもしれません。

ただ、そういう中で、救急車と、それから消防車と、いつもそれがセットで来て、それで、その人がコロナなのかどうか、そういう確認もしながら、もし何かうつっちゃり何かしたら、消防隊員の方、救急隊員の方が本当に減っていつちゃうということになっちゃうもんでね。そういう大変な中で、その場で心肺蘇生をしたと。私の目の前であったもんで確認をさせていただいたんですけども、そこで蘇生はして意識を取り戻したと。急遽市立病院のほうに搬送されたんですけども、その夜、亡くなられたということでした。

その後、お通夜をすると、儀式が終わった後、家族の方が挨拶に来られたときに、実は市のほうから提供されているエンディングノートですか、そのエンディングノートの中にも心肺蘇生のことが書いてあったと。それについて奥さんとしょっちゅう、「俺はもう十分生きたんだから」というようなことでそういう話をずっとしていたと。自分のかかりつけ医の先生にもそういう話はしていたというのを聞いた。家族のほうでも、そんなことをしょっちゅう話していたんですけども、実際、目の前で親族が心肺停止になったのを現実にしたというのは、先ほども言いましたように、NHKの報告にもありましたが、本当にやっぱり気が動転しちゃって、119番呼んじゃうんですよね。だから、やっぱりそれはしょうがないことだなと思うんですけども、今、静岡地域でのメディカルコントロール協議会、そこでやっていることも若干聞いたんですが、具体的なその書

類がどうなっているとか、そういうのはちょっとわかりませんが、このメディカルコントロール協議会というのは、具体的にいえば、どのような組織の人というか、団体の人たちだとか、そういう人たちが入っているのか教えてください。

○消防長（松浦一仁） 議長、消防長。

○議長（池谷和正議員） 消防長。

○消防長（松浦一仁） 志太榛原地域メディカルコントロール協議会の構成でございますが、中部保健所を事務局といたしまして、志太榛原地域の4つの医師会、それから5つの病院、さらに、この地域を管轄する消防本部、志太、静岡で構成されております。

以上でございます。

○議長（池谷和正議員） 杉田議員。

○8番（杉田源太郎議員） 私、先ほどもちょっと言いましたけれども、市では、多分藤枝も同じようなことだと思うんですが、このエンディングノートなんかというのを、私たち焼津の広報なんかにもそれが提示されていて、こんなふうにエンディングノートを使ってくださいよというような、そういう指導がされていて、その中で、先ほども言いましたけれども、この心肺蘇生の問題についても書いてある。

ただ、今、お答えの中で、このメディカルコントロール協議会、そこの中に行政は入っていないということなんですが、それでいいんですか。

○消防長（松浦一仁） 議長。

○議長（池谷和正議員） 消防長。

○消防長（松浦一仁） 議員おっしゃるとおりでございます。入っておりません。

以上でございます。

○議長（池谷和正議員） 杉田議員。

○8番（杉田源太郎議員） 私も焼津市の健康福祉部ですか、その中の地域包括推進課、そちらにいろいろお話を聞いて、そういうものをやっているけれども、救急のほうとは連携はまだ取れてないということは聞いたんです。だけれども、やっぱり一年一年というか、月日を、本当に半年単位くらいかもしれないけれども、お年寄りだったり、あるいは自称がんの第4期だとか、そういう方々、いろいろな病気を抱えている方にとってみれば、もう時間の変化とともに状況が変わってくる。あるいは、自分はそれを望まないと思ったんだけど、やっぱり頑張りたいわとか、そういうように変わっていくことはあると思うんです。そういうところに対して、市のレベルのほうではケアマネさん

などを通じながら、そういう話をしょっちゅう、もうやるようになっている、そういうように実際しているという報告を聞きました。

そうなると、静岡市のメディカルコントロール協議会のほうではどこが中心になっているかという、やっぱり消防が中心になっているわけですね。だけれども、行政とちゃんとこうやって連携が取れていますと言うもので、協議会の今のメンバーの中に行政が入っていないということであっても、やっぱりこれは行政との連携というのが絶対必要だと思うんですよ。そういうときに、今後協議を進めていくときに、具体的にやっぱり行政のほうとの連携というのは取っていくということによろしいですか。

○消防長（松浦一仁） 議長。

○議長（池谷和正議員） 消防長。

○消防長（松浦一仁） 管理者の答弁にもございましたように、令和2年3月の静岡県のメディカルコントロール協議会から各地域で検討するように通知がございました。この中におきまして、在宅医療であるとか介護に関わる関係者と、そういった心肺蘇生を望まない傷病者の対応について、課題を十分に検討し協議した上だということであつたわけであり、今後消防のほうから積極的に行政機関との会話といえますか、そういった話し合いを設けていきたいというふうに考えおります。

以上でございます。

○議長（池谷和正議員） 杉田議員。

○8番（杉田源太郎議員） ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

本当に傷病を抱えている人だけじゃなくて、具体的に私のところにも電話あるいは手紙で2件、静岡では始まっているのだけれども焼津市ではまだそういうものは取り組んでいないのか、どういうふうにして取り組むつもりなのかという、そういう御要望等ありました。

その中で、その方の意見についてわかったもので、お宅に伺って聞いてきたんですけども、その方は87歳の女性で、90歳のお姉さんと一緒に、2人ともお元気でした。元気で生活している、今も年金と少ない生活費で頑張っているけれども、もし自分が急に心肺停止になっちゃった場合に、生き返えっちゃったときに、看護を自分の姉に任せるというのはとてもつらいことだ。もう自分もこの87年間、十分生きてきた。そういう中では、そういうものが自分の生き方として認められるような対策をこの地域でも取ってもらいたいという、そういう内容でした。

ただ、今言ったように、健康の方でも、高齢化がどんどん、どんどん進む中で、コロナの中で、先ほども言われたように、救急の仕事、まず命を守ることです。だから、そういうところで、このシステムができ上がっていくことで、まずそういう場合が出たときに、すぐかかりつけ医のほうに最初に連絡するという、そういうのが浸透していくということがすごく大切だというふうに思います。

今後、静岡地域のメディカルコントロール協議会、あるいは、そのほかの地域のいろいろな状況、そういうものを見ながら、こういうものもこの志太地域でもやり始めて、みんなで検討し始めている。そのことによって救急隊の方に物すごく大きな負担が今あると思うんですけれども、そういうところを少しでも自分たちができることからやっていける。そういうことから自分たちも頑張っていかなきゃならないと思いますので、ぜひ進めていきながら、これを周知していくような形で、行政と一緒にやっていただくことをお願いをして、一般質問を終わります。

○議長（池谷和正議員） 以上で、通告による一般質問は全て終了いたしました。

これで、一般質問を終わります。

○議長（池谷和正議員） 日程第2．認第1号、令和2年度志太広域事務組合一般会計歳入歳出決算認定について、及び認第2号、令和2年度志太広域事務組合看護専門学校事業特別会計歳入歳出決算認定についての2議案を一括して議題といたします。

ただいま上程中の2議案に対する質疑に入るのですが、質疑の通告がありませんので、質疑はないものと認めます。

これで、質疑を終わります。

ここで、暫時休憩いたします。

なお、この休憩の間に、ただいま上程中の2議案に対して、討論のある議員は議長まで通告願います。

午後3時55分 休憩

午後3時55分 再開

○議長（池谷和正議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま上程中の2議案に対する討論に入るのですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これで討論を終わります。

これより順次採決いたします。

まず、認第1号をお諮りします。認第1号を認定することに賛成の議員の起立を願います。

(賛成者起立)

○議長（池谷和正議員） 起立総員であります。

したがって、認第1号は認定することに決定いたしました。

次に、認第2号をお諮りします。認第2号を認定することに賛成の議員の起立を願います。

(賛成者起立)

○議長（池谷和正議員） 起立総員であります。

したがって、認第2号は認定することに決定いたしました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

これで会議を閉じ、令和3年10月志太広域事務組合議会定例会を閉会いたします。

皆様、御苦労さまでした。

午後3時57分閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 池谷和正

会議録署名議員 石井通春

会議録署名議員 植田裕明